

# 第1章 立地適正化計画の概要

## 1-1 計画の背景と目的

都市における今後のまちづくりは、人口減少と少子高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面・経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。

このような中、住居や医療・福祉・商業施設等の都市機能がまとまって立地することで、高齢者をはじめとする住民が都市機能に公共交通でアクセスできるなど、福祉や交通も含めた都市全体の構造を見直す「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方でまちづくりを進めていくことが重要とされています。

これらの背景を踏まえ、行政と住民、事業者が一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組んで行くことを目的として、平成26(2014)年に都市再生特別措置法の改正が行われ、市町村による「立地適正化計画」の策定が盛り込まれました。立地適正化計画の主な特徴としては、「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」を指定することにより、持続可能な「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めていくものです。

本市においても、全国的な社会経済情勢の変化と同様に、人口減少や少子高齢化等の進行が予測されており、生活サービス施設の撤退等による生活利便性の低下をはじめ、インフラ施設の維持管理コストの増大や地域コミュニティの衰退などが懸念されています。

これを踏まえ、誰もが安心して暮らしていくために、生活環境の確保や持続可能な都市経営を目指し、本市の特性を踏まえた「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの実現に向けて、「日置市立地適正化計画」(以下、本計画)を策定します。

## 1-2 計画の位置付け

立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住誘導や医療・福祉・商業施設等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスターplanであり、都市計画マスターplanの一部とみなされます。

本計画は、「日置市総合計画」や鹿児島県が定める「都市計画区域マスターplan」等の上位計画の内容に即するとともに、各種関連する計画と整合・連携が図られたものである必要があります。



出典：立地適正化計画制度(R6.3・国土交通省)

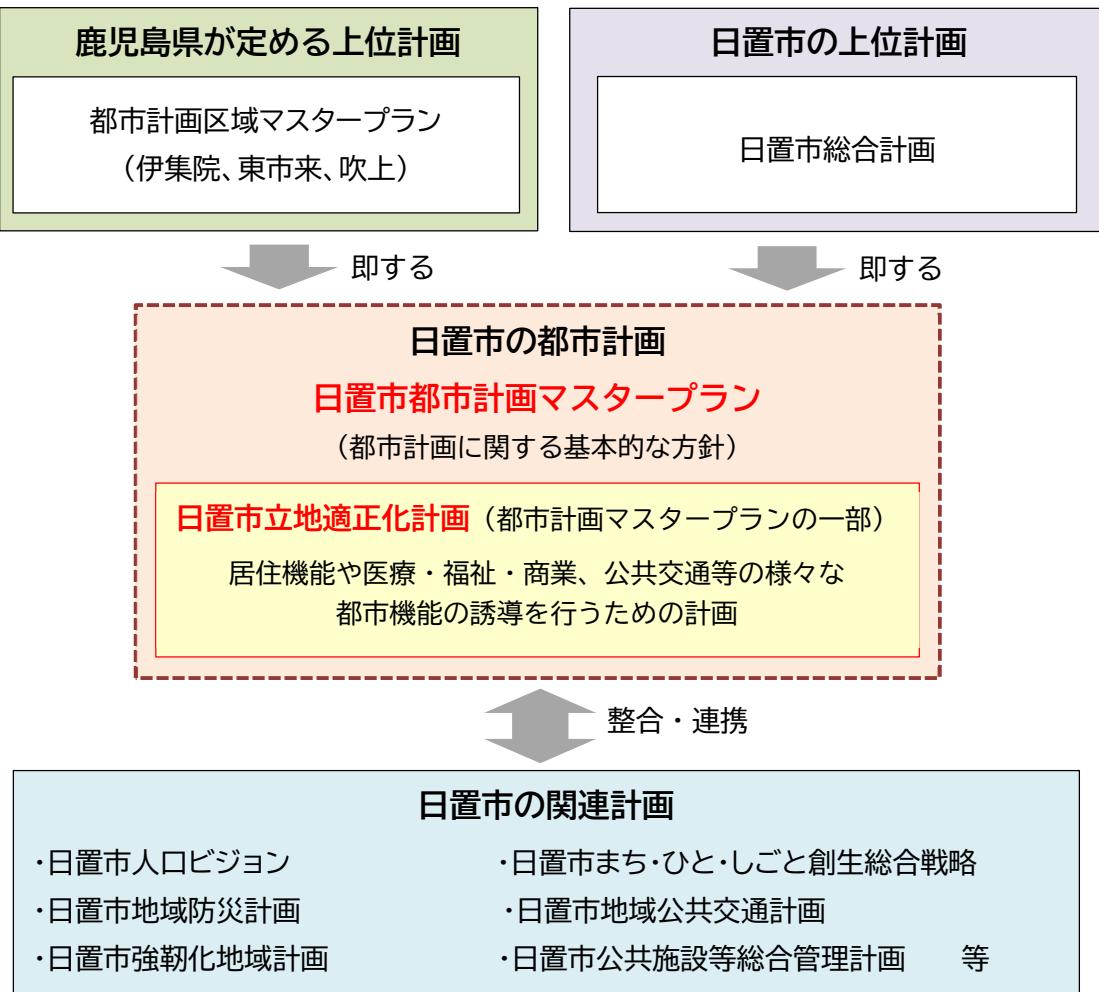


図 上位・関連計画との位置付け

### 1-3 計画区域と目標年次

#### 1-3-1 計画区域

立地適正化計画の区域は、都市再生特別措置法(第81条第1項)において、都市計画区域内でなければならないとされており、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を計画区域とすることが基本とされています。

このため、本計画において、伊集院都市計画区域、東市来都市計画区域、吹上都市計画区域を本計画の対象区域とします。

なお、日吉地域は「日置市都市計画マスターplan」において、まちなか拠点として設定しているため、本計画では誘導区域の設定は行いませんが、地域の拠点として計画に位置付けます。

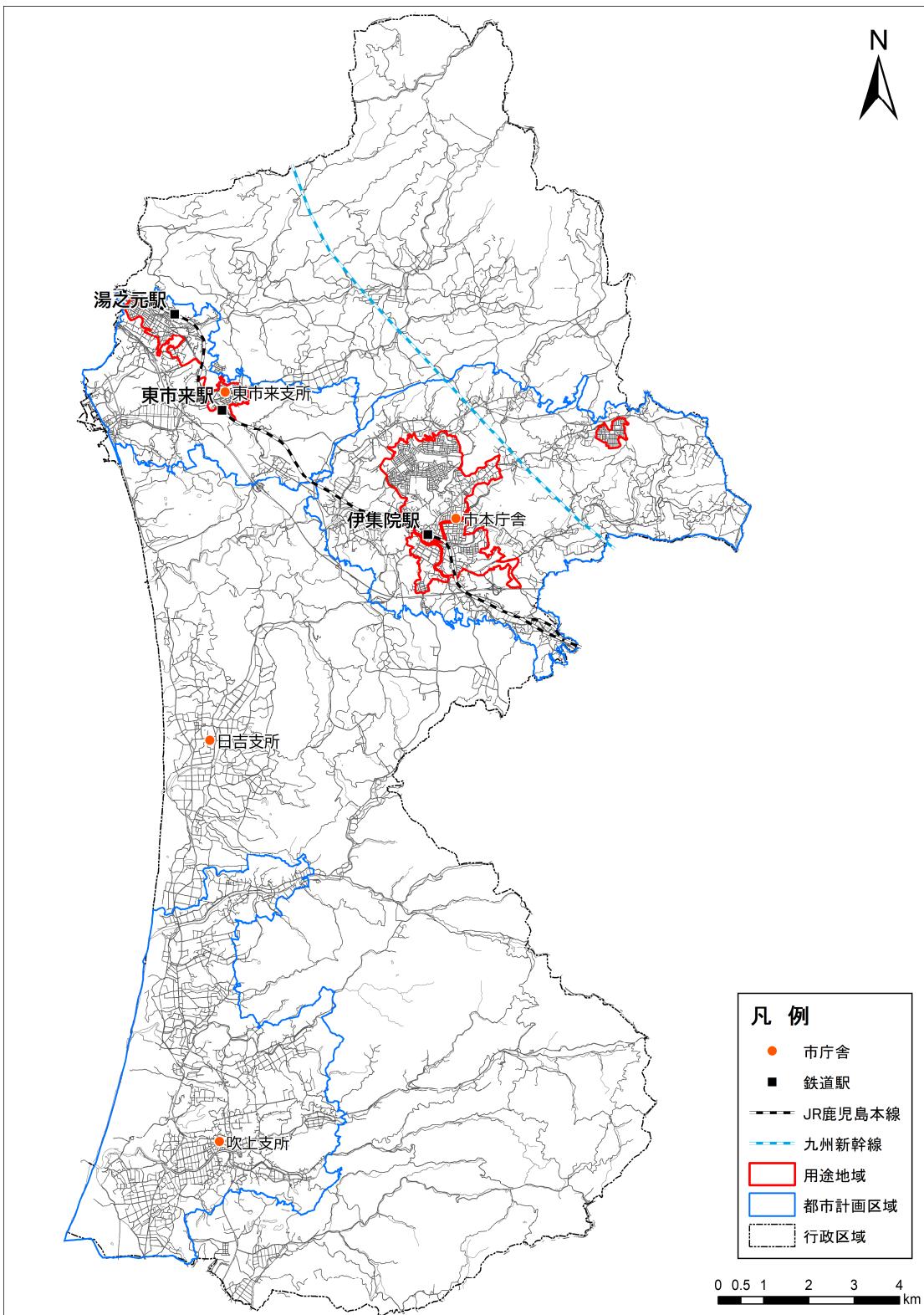


図 計画区域図

### 1-3-2 目標年次

本計画は、都市の姿を中長期的な視点で展望するものであり、計画策定(令和8(2026)年4月予定)から概ね20年後の令和27(2045)年度を目標年とします。

本計画策定後は、概ね5年ごとに計画の効果や実効性を評価し、必要に応じて計画を見直します。